

田村市中小事業者エネルギー等物価高騰対応支援給付金
申請要領

令和5年1月15日

【申請先】

滝根町商工会 大越町商工会 都路町商工会 常葉町商工会 船引町商工会
78-2033 79-2555 75-2497 77-2019 82-4264

受付時間 平日 9:00～16:00

【問合せ先】

田村市役所 産業部 商工課 商工振興係

TEL : 0247-82-6677

e-mail:shoko@city.tamura.lg.jp

1 支援の目的

エネルギー等物価高騰の影響を受けている市内の事業者を支援するため、中小企業者及び個人事業者に対して、支援金を支給します。

2 給付対象要件

給付対象者は、下記のすべてに該当する者としします。

(1) 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項各号の事業を営む事業者若しくは一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人であること。ただし、次のア及びイのいずれかに該当する者を除く。

ア 田村市医療福祉施設原油価格・物価高騰対応支援給付金支給事業実施要綱(令和 5 年田村市告示第 94 号)に規定する医療福祉事業者等

イ 農業、林業又は漁業を主たる事業として営む個人事業主

(2) 申請の日において、3 月以上事業を継続しており、当該申請日以降も事業を継続する意思を有していること。

(3) 事業収入があること。

(4) 個人事業主のうち、申請要件となる事業収入が主たる収入であること。

(5) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 田村市暴力団排除条例(平成 24 年田村市条例第 3 号)に規定する暴力団又は暴力団員等に該当するもの

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 号に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第 13 項に規定する接客受託営業を行う者

ウ 宗教的又は政治的活動を主たる目的として事業を営む者

エ 法人が罰金の刑に処せられた場合又は個人が禁固以上の刑に処せられた場合は、その刑の執行を終わり、又はその執行を受けなくなった日から 1 年を経過しない者

オ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)第 49 条に規定する排除措置命令若しくは同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を受けた者又はその必要な措置が完了した日若しくはその納付が完了した日から 1 年を経過しない者

カ その他市長が適当でないと認める者

3 支援金の給付金額 (事業所単位)

法人等 一律 10 万円

個人事業主 一律 5 万円

4 申請期間

令和 6 年 1 月 15 日 (月) から令和 6 年 2 月 29 日 (木) まで

※郵送申請においても締切日必着とします。

5 申請先

各町商工会 ※事業所所在地の商工会に申請してください。

郵送の場合 滝根町商工会 〒963-3602 滝根町神俣字梵天川 398
大越町商工会 〒963-4111 大越町上大越字元池 197-1
都路町商工会 〒963-4701 都路町古道字戸屋 70
常葉町商工会 〒933-4602 常葉町常葉字上町 62-3
船引町商工会 〒963-4312 船引町船引字上中田 17-1

6 留意事項

- ・ 給付要件に該当しない事案や、不正が判明した場合、支援金の不支給決定又は給付決定の取り消しを行います。給付後に発覚した場合は、支援金を返還していただく必要があります。
- ・ この支援金については、確定申告に含める必要がありますので、税務上の処理についてはご注意ください。

7 申請必要書類

- 1) 田村市中小事業者エネルギー等物価高騰対応支援給付金支給申請書兼請求書（様式第1号）
 - 2) 暴力団等の排除に関する誓約事項及び同意事項（様式第2号）
 - 3) 営業許可証、法人登記事項証明書、開業届出書、法人等の（設立等・異動）届出書の写し等（法人のみ）
 - 4) 事業収入が確認できる書類
〈法人の場合〉
- 直近の事業年度の確定申告書別表一の控え及び法人事業概況説明書の控え
※e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付

〈個人事業者の場合〉

○以下の令和4年分確定申告書類

青色申告	白色申告
<ul style="list-style-type: none">・ 確定申告書第一表の控え・ 所得税青色申告決算書の控え	<ul style="list-style-type: none">・ 確定申告書第一表の控え・ 収支内訳書の控え <p>※確定申告の義務がないため、確定申告書類を提出できない事業者は、住民税の申告書類（令和4年度市町村民税・県民税申告書の控え（確定申告書類の代替）</p>

※e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付

- 5) 振込先口座の通帳の写し
- 6) 本人確認書類の写し（個人事業主のみ）

8 申告書類の詳細について

- 1) 田村市中小事業者エネルギー等物価高騰対応支援給付金支給申請書兼請求書（様式第1号）

- 手書きの場合は必ずボールペンを使用してください。
- 不備などがあつた場合連絡のため、担当者・連絡先を必ずご記入ください。
- 日付については、実際の記入日を記入してください。

2) 暴力団等の排除に関する誓約事項及び同意事項（様式第2号）

- 手書きをされる場合は、必ずボールペンを使用してください。
- 日付については、実際に記入した日付を記入してください。（申請書日付と同日）

3) 営業許可証、法人登記事項証明書、開業届出書、法人等の（設立等・異動）届出書の写し等
（法人のみ）

- 団体の場合は、代表者名・団体の目的・組織・運営・事業内容・事務局の組織・所在等を明らかにする規約、規則等を提出してください。

4) 事業収入が確認できる書類

- 確定申告書第一表の控えには收受日付印が押印（e-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されていること。e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付することが必要です。

◆ 法人の場合 ◆

- ・ 確定申告書別表第一の控え
- ・ 法人事業概況説明書の控え
- ・ 受信通知 (e-Tax による申告の場合のみ必要となります)

〈確定申告書別表第一の控え〉

令和 年 月 日 税務署長殿		納税地 〒 電話() -	法人区分 法人区分	事業種目 事業種目	同非区分 同非区分	旧納税地及び 旧法人名等	添付書類 添付書類	青色申告 一連番号	整理番号	事業年度 (年) 月 日	売上金額 千円 百円 十円 円	申告年月日 年 月 日	申告区分 申告区分
令和 年 月 日	令和 年 月 日	事業年度分の法人税 課税事業年度分の地方税法	申告書 申告書	税理士法第30条 の書面提出有	税理士法第33条 の2の書面提出有								
所得金額又は欠損金額 (別表五「52」の①)	1		控	所得税の額 (別表六「16」の①)	16		控	所得税の額 (別表六「16」の①)	16				
法人税額 (52) + (53) + (54)	2		税	除 外国税額 (別表六「24」)	17		税	除 外国税額 (別表六「24」)	17				
法人税額の特別控除額 (別表六「5」)	3		額	計 (16) + (17)	18		額	計 (16) + (17)	18				
税額控除超過額 相当額等の加算額 本則課税土地譲渡所得金額 (別表三「124」・別表三 「2」に算入される金額)	4		の	控除した金額 (12)	19		の	控除した金額 (12)	19				
同上に対する税額 控除額 (74) + (75) + (76)	5	000	計	控除しきれなかった金額 (18) - (19)	20		計	控除しきれなかった金額 (18) - (19)	20				
課税課税保金額 (別表三「14」)	6		算	所得税額等の還付金額 (20)	21		算	所得税額等の還付金額 (20)	21				
同上に対する税額 控除額 (別表三「18」)	7	000	この	この申告による 中間納付額 (14) - (13)	22		この	この申告による 中間納付額 (14) - (13)	22				
法人税額計 (2) - (3) + (4) + (6) + (8)	8	000	申告	欠損金の繰戻しに よる還付請求税額 (21) + (22) + (23)	23		申告	欠損金の繰戻しに よる還付請求税額 (21) + (22) + (23)	23				
仮払経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除法人税額 控除額 (9) - (10) + (11) + (12)	9		による	この申告前の所得 金額又は欠損金額 (59)	24		による	この申告前の所得 金額又は欠損金額 (59)	24				
差引所得に対する法人税額 (9) - (10) - (11) - (12)	10	000	法人	この申告により前 申告の修正 減少する還付請求税額 正金 (64)	25		法人	この申告により前 申告の修正 減少する還付請求税額 正金 (64)	25				
中間申告分の法人税額	11	000	税	欠損又は欠損繰戻等の 還付請求額 (別表七「41」・別表七「3」 若しくは(4)又は別表七「10」)	26		税	欠損又は欠損繰戻等の 還付請求額 (別表七「41」・別表七「3」 若しくは(4)又は別表七「10」)	26		000		
差引確定・中間申告の場合はその 法人税額(別表七「1」・別表七「2」 の①)に算入される金額	12	000	額	別表へ繰り越す欠損又は繰戻請求 額 (別表七「15」の合計)	27		額	別表へ繰り越す欠損又は繰戻請求 額 (別表七「15」の合計)	27				
課税法人 税額 (29) + (30)	13	000	の	この申告による 還付金額 (40) - (39)	28		の	この申告による 還付金額 (40) - (39)	28				
課税標準法人税額 人額 (29) + (30)	14	000	申告	計 (42) + (43)	29		申告	計 (42) + (43)	29				
地方法人税額 (57)	15		による	この申告前の所得 金額又は欠損金額 (65)	30		による	この申告前の所得 金額又は欠損金額 (65)	30				
税額控除超過額相当額等の加算額 (別表六「14」の①)	16		地方	所得の金額に 対する法人税額 (66)	31		地方	所得の金額に 対する法人税額 (66)	31				
課税保金額 (58)	17		法	課税標準法人税額 (69)	32		法	課税標準法人税額 (69)	32				
所得地方法人税額 (32) + (33) + (34)	18		人	この申告により前 申告の修正 減少する地方法人税額 正金 (73)	33		人	この申告により前 申告の修正 減少する地方法人税額 正金 (73)	33		000		
仮払経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除地方法人税額 外国税額の控除額 (63) - (64) + (65) + (66)	19		税	剰余金・繰戻の配 出 (剰余金の分配)の金額	34		税	剰余金・繰戻の配 出 (剰余金の分配)の金額	34				
差引所得に対する地方法人税額 (35) - (36) - (37) - (38)	20	000	額	剰余金の配 出 後の分配又は 引戻しの日	35		額	剰余金の配 出 後の分配又は 引戻しの日	35				
中間申告分の地方法人税額	21	000	の	還付金額 を 支払 よう とする 期間	36		の	還付金額 を 支払 よう とする 期間	36				
差引確定・中間申告の場合はその 地方法人税額(別表七「1」・別表七「2」 の②)に算入される金額	22	000	申告	銀行 本店・支店 金庫・組合 出金 口座 番号	37		申告	銀行 本店・支店 金庫・組合 出金 口座 番号	37				

別表一 各事業年度の所得に係る申告書1 内国法人の分... 令四・四・一以後終了事業年度等分

税理士
署名

◆ 個人事業者（青色申告）の場合 ◆

- ・ 確定申告第一表の控え
- ・ 所得税青色申告決算書の控え
- ・ 受信通知（e-taxによる申告の場合のみ必要となります）

〈確定申告書別表一の控え〉

税務署長 令和〇〇年〇〇月〇〇日 令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の申告書B FA2201

現在の住所 フリガナ 氏名 職業 屋号・番号 世帯主の氏名 世帯主との続柄
 〒 個人番号(マイナンバー) 生年月日
 (又は事業所事務所等)
 令和〇〇年〇〇月〇〇日
 (単位は円)

収入金額等

事業	営業等	区分	⑦	
業	農業	区分	⑧	
不動産		区分	⑨	
利子			⑩	
配当			⑪	
給与			⑫	
雑	公的年金等		⑬	
	業務		⑭	
	その他		⑮	
総合課税	短期		⑯	
渡	長期		⑰	
一			⑱	

所得金額等

事業	営業等	①	
業	農業	②	
不動産		③	
利子		④	
配当		⑤	
給与		⑥	
雑	公的年金等	⑦	
	業務	⑧	
	その他	⑨	
	⑦から⑨までの計	⑩	
総合課税	一時所得	⑪	
合	計	⑫	
計	⑩から⑫までの計	⑬	
社会保険料控除		⑭	
小規模企業共済等掛金控除		⑮	
生命保険料控除		⑯	
地震保険料控除		⑰	
寡婦、ひとり親控除	区分	⑱～⑳	〇〇〇〇
勤労学生、障害者控除	区分	㉑～㉒	〇〇〇〇
配偶者(特別控除)	区分	㉓～㉔	〇〇〇〇
扶養控除	区分	㉕～㉖	〇〇〇〇
基礎控除		㉗	〇〇〇〇
⑬から㉗までの計		㉘	
雑損控除		㉙	
医療費控除	区分	㉚	
寄附金控除		㉛	
合	計	㉜	
計	㉘+㉙+㉚+㉛		

税算

課税される所得金額	⑳		〇〇〇
上の㉑に対する税額	㉑		
配当控除	㉒		
	㉓		
政党等寄附金等特別控除	㉔		〇〇
住宅耐震改修特別控除等	㉕		
源泉徴収税額	㉖		〇〇
災害減免額	㉗		
再差引所得税額(基準所得税額)	㉘		
復興特別所得税額	㉙		
所得税及び復興特別所得税の額	㉚		
外国税額控除等	㉛		
源泉徴収税額	㉜		
申告納税額	㉝		
予定納税額(第1期分・第2期分)	㉞		
第3期分の税額	㉟		〇〇
還付される税金	㊱		

その他

公的年金等以外の合計所得金額	㊲		
配偶者の合計所得金額	㊳		
専従者給与(控除)の合計額	㊴		
青色申告特別控除額	㊵		
雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	㊶		
未納付の源泉徴収税額	㊷		
本年分で差し引く繰越損失額	㊸		
平均課税対象金額	㊹		
変動・臨時所得金額	㊺		
延納納税の出	申告期限までに納付する金額	㊻	〇〇
延納届出額		㊼	〇〇〇

整理管理欄: 区分異動、管理、補完

郵便局名等、預金種類、普通当座、納税専用貯蓄

納税士名、電話番号

令和〇〇年〇〇月〇〇日

第一表 (令和三年分以降用)

⑬⑭⑮⑯⑰又は⑱の記入をお忘れなく。

〈所得税青色申告決算書の控え〉

FA3000

令和〇〇年分所得税青色申告決算書(一般用)

この青色申告決算書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住所	フリガナ氏名	事務所所在地
事業所所在地	電話番号(自宅)	氏名(名称)
業種名	加入団体名	電話番号

令和〇〇年〇月〇日 損益計算書(自〇〇月〇〇日 至 〇〇月〇〇日)

科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
売上(収入)金額 (雑収入を含む) ①		消耗品費 ⑦		貸倒引当金 ⑩	
前払商品(製品)の贈与 ②		減価償却費 ⑧		各種引当金等 ⑪	
仕入金額(製品) ③		福利厚生費 ⑨		貸倒引当金等 ⑫	
小計(②+③) ④		給料賃金 ⑬		計 ⑬	
期末商品(製品)の贈与 ⑤		外注工賃 ⑭		青色申告特別控除前の所得金額 (⑬+⑭-⑮)	
差引原価(④-⑤) ⑥		利子割引料 ⑯		青色申告特別控除額 ⑯	
差引金額 (①-⑥) ⑦		地代家賃 ⑰		所得金額 (⑬+⑭-⑯)	
租税公課 ⑧		貸倒金 ⑱			
荷造運賃 ⑨		⑲			
水道光熱費 ⑩		⑲			
旅費交通費 ⑪		⑲			
通信費 ⑫		⑲			
広告宣伝費 ⑬		⑲			
接待交際費 ⑭		⑲			
損害保険料 ⑮		⑲			
修繕費 ⑯		⑲			
		計 ⑲			
		差引金額 (⑦-⑲) ⑳			

令和〇〇年分

FA3025

〇月別売上(収入)金額及び仕入金額

月	売上(収入)金額	仕入金額
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
実 事 消 費 等		
雑収入		
計		

〇給料賃金の内訳

氏 名	年齢	延べ月数	支 給 額	所 得 税 及 び 復 職 特 別 所 得 税 の 源 泉 徴 収 控 除 額
			給料賃金 円	円
			賞 与 円	円
			計 円	円
その他(人分)				
計		延べ月数		

〇専従者給与の内訳

氏 名	続柄	年齢	延べ月数	支 給 額	所 得 税 及 び 復 職 特 別 所 得 税 の 源 泉 徴 収 控 除 額
				給料賃金 円	円
				賞 与 円	円
				計 円	円
計			延べ月数		

〇貸倒引当金繰入額の計算 (この計算に当たっては、「決算の手引き」の「貸倒引当金」の項を読んでください。)

金 額	金 額
個別評価による本年分繰入額 (貸倒引当金の繰入額) ①	
一括評価による本年分繰入額 (年末における一括評価による貸倒引当金の繰入額の計算となる貸倒引当金の繰入額) ②	
本年分繰入額 ③ (①+②×5.5% (金融業は3.3%))	
繰入額 ④	
本年分の貸倒引当金繰入額 (①+④) ⑤	

〇青色申告特別控除額の計算 (この計算に当たっては、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。)

金 額	金 額
本年分の不動産所得の金額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額) ⑥ (赤字のときは0)	
青色申告特別控除前の所得金額(1ページの「損益計算書」の金額を書いてください) ⑦ (赤字のときは0)	
65万円又は55万円 ⑧ (65万円又は55万円と⑦のいずれか少ない方の金額 (不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額))	
除を受ける場合 ⑨ (10万円又は50万円と⑧のいずれか少ない方の金額)	
上記以外 ⑩ (10万円と⑧のいずれか少ない方の金額 (不動産所得から差し引かれず、青色申告特別控除額です))	
の場合 ⑪ (12月1日〜繰上り日の間の月数と⑩のいずれか少ない方の金額)	

(注) 貸倒引当金、専従者給与や3ページの割増(特別)償却以外の特典を利用する人は、適宜の用紙にその明細を記載し、この決算書に添付してください。

◆ 個人事業者（白色申告）の場合 ◆

- ・ 確定申告第一表の控え
- ・ 収支内訳書の控え
- ・ 受信通知（e-tax による申告の場合のみ必要となります）

〈確定申告書別表一の控え〉

税務署長 令和 〇 年 月 日 令和 〇 年分の 所得税及び 復興特別所得税 の 申告書 B F A 2 2 0 1

現在の住所 フリガナ 氏名 職業 屋号・番号 世帯主の氏名 世帯主との続柄

収入金額等 所得金額等 所得から差し引かれる金額

税 算 そ の 他

第一表 (令和三年分以降用)

④⑤⑨⑩又は⑫の記入をお忘れなく。

課税される所得金額 (⑩-⑪)又は第三表上の⑩に対する税額又は第三表の⑩	30		〇〇〇
配当控除	32		
政党等寄附金等特別控除 (⑬-⑭)	34		〇〇
住宅耐震改修特別控除等 (⑮-⑯)	36		
差引所得税額 (⑰-⑱-⑲)	41		
災害減免額	42		
再差引所得税額(基準所得税額) (⑳-㉑)	43		
復興特別所得税額 (㉒×2.1%)	44		
所得税及び復興特別所得税の額 (㉒+㉓)	45		
外国税額控除等 (㉔-㉕)	46		
源泉徴収税額	48		
申告納税額 (㉖-㉗-㉘-㉙)	49		
予定納税額 (第1期分・第2期分)	50		
第3期分の税額 (㉚-㉛)	51		〇〇
還付される税金 (㉜)	52		△
公的年金等以外の合計所得金額	53		
配偶者の合計所得金額	54		
専従者給与(控除)額の合計額	55		
青色申告特別控除額	56		
雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	57		
未納付の源泉徴収税額	58		
本年分で差し引く繰越損失額	59		
平均課税対象金額	60		
変動・臨時所得金額 (㉞)	61		
延納納の出 申告期限までに納付する金額	62		〇〇
延納届出額	63		〇〇〇

整理異動管理欄

整理番号

郵便局名等 預金種類

銀行口座・組合口座・当座

本店・支店 出張所 出庫所 支所

整理完了

受理士名 電話番号

〈 収支内訳書の控え 〉

令和〇〇年分収支内訳書(一般用) (あなたの本年分の事業所得の金額の計等内容をこの表に記録して確定申告書に添付してください。)

FA7000

提出用

(令和二年分以降)

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住所	氏名	事務所所在地
事業所所在地	電話番号(事業所)	依頼税理士等氏名(名称)
業種名	屋号	加入団体名
		電話番号

令和 年 月 日 (自 月 日 至 月 日)

業種番号

収入		経費	
科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
売上(収入)金額①		旅費交通費①	
家事消費費②		通信費②	
その他の収入③		広告宣伝費③	
計①+②+③④		接待交際費④	
期首商品(製品)棚卸高⑤		損害保険料⑤	
仕入金額⑥		修繕費⑥	
小計⑤+⑥⑦		消耗品費⑦	
期末商品(製品)棚卸高⑧		福利厚生費⑧	
差引金額⑦-⑧⑨			
差引金額⑨-⑩			
給料賃金⑩			
外注工賃⑪			
減価償却費⑫			
貸倒金⑬			
地代家賃⑭			
利子割引料⑮			
租税公課⑯			
荷造運賃⑰			
水道光熱費⑱			

○給料賃金の内訳

氏名(年齢)	従事月数	給料賃金	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
(記)				
(記)				
(記)				
その他(人分)				
計				

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額	左のうち必要経費算入額	所収税額及び復興特別所得税の源泉徴収税額

○事業専従者の氏名等

氏名(年齢)	続柄	従事月数
(記)		
(記)		
(記)		

【税務署整理欄】

①	②	③	④	⑤

○売上(収入)金額の明細

売上先名	所在地	売上(収入)金額
上記以外の売上先の計		
右記のうち経課税対象		

○仕入金額の明細

仕入先名	所在地	仕入金額
上記以外の仕入先の計		
右記のうち経課税対象		

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等(繰延資産を含む)	面積又は数値	取得年月	取得価額(償却保証額)	償却の基礎となる金額	償却方法	耐用年数	償却率	本年分の償却額	本年分の普通償却費	特別償却費	本年分の償却費合計	事業専従者用割合	本年分の必要経費算入額	未償却残高(期末残高)	摘要	
計																

(注)平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合のみ⑩欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・租料金等	左の賃借料のうち必要経費算入額

○本年中における特殊事情

--

○利子割引料の内訳(金融機関を除く)

支払先の住所・氏名	期末現在の借入金等の金額	本年中の利子割引料	左のうち必要経費算入額

5) 振込先口座の通帳の写し

申請者名義の口座の通帳の写しとします。

銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人が確認できるよう通帳のオモテ面と通帳を開いた1, 2ページ目の両方を添付してください。

電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合には、電子通帳等の画面等の画像を印刷して提出してください。同様に、当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を印刷して提出してください。

6) 本人確認書類の写し（個人事業主のみ）

住所・氏名・生年月日・顔写真がはっきりと判別できるかたちで、以下のいずれかを提出してください。

- ・運転免許証（両面）
- ・個人番号カード（オモテ面のみ）
- ・写真付き住民基本台帳カード（オモテ面のみ）
- ・在留カード、特別永住者証明書（両面）など
- ・パスポート

※上記を保有していない場合は、複数の書類で代替可。

- ・住民票の写し・病院の診察券など
- ・住民票の写しと各種健康保険証 など